

全国小学校英語教育実践研究会 規約

平成 16 年 12 月 9 日制定
平成 21 年 1 月 30 日改定
平成 29 年 2 月 4 日改定
平成 29 年 12 月 9 日改定
平成 30 年 6 月 9 日改定
令和 2 年 5 月 1 日改定
令和 7 年 3 月 18 日改定

第1条（名称）

本会は、全国小学校英語教育実践研究会と称する。

第2条（本部）

本会は、本部を会長の所属する学校内に置く。

第3条（目的）

本会は、学校関係者をはじめ、我が国における小学校英語教育に関わる者相互の連携を密にし、小学校英語教育と中学校英語教育の効果的な接続を図りながら、我が国的小学校英語教育の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）英語教育関係者間の連絡協調に関すること。
- （2）研究会、講習会、講演等の開催。
- （3）英語教育に関する資料の収集、調査及び統計の作成頒布。
- （4）その他必要な事項。

第5条（組織）

本会は、学校の教職員・管理職、教育委員会事務局職員等、小学校英語教育に関わる者をもって組織する。本会は、その目的を達成するために必要な執行機関を設ける。

第6条（役員等）

本会は次の役員及び監査、顧問、参与をおく。

会長 1名
副会長 若干名
常任理事 若干名
理事 若干名
監査 2名
顧問 若干名
参与 若干名

- （1）会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行すると共に、本会目標達成のために

必要な事業を推進する。

- (3) 常任理事は本会の常務を行う。
- (4) 理事は会務を審議し本会の運営に当たる。
- (5) 監査は本会の財務を監査する。

第7条 (役員等の選出)

会長及び監査は理事会で選出する。副会長、常任理事、理事、顧問、参与は必要に応じて会長が推薦し、理事会で承認する。

第8条 (会議)

本会の会議は、総会、常任理事会、理事会とする。

- (1) 総会は年1回以上開催し、本会の運営方針、予算、決算、会則等を議決する。
- (2) 常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、会務の企画、緊急事項等を処理する。
- (3) 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事等をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、総会に提案する事項並びに会務について審議すると共に、会務を処理する。

第9条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。ただし、重任しても差し支えない。任期途中での退任等欠員が生じて補充された者の任期は、前任者の残存期間とする。

第10条 (事務局)

本会は、会長の判断により適切な場所に事務局を置くことができる。事務局は会長が委嘱し、事務をつかさどる。

第11条 (研究大会)

本会は、毎年1回研究大会（全国大会）を開催する。研究大会は開催地にて実行委員会を組織し、運営に当たる。研究大会の運営は、全国小学校英語教育実践研究会からの研究大会開催準備金、及び研究大会参加費等で賄う。

第12条 (会計)

本会の経費は、運営協力金及びその他の収入を以て充てる。運営協力金は、研究大会における参加費に500円を含めて参加者から徴収する。

第13条 (会計年度)

本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 (予算決算)

本会の予算及び決算は総会の場で承認を得ることを要する。

雑則

- (1) 本規約は総会の場で決議を経なければ変更することはできない。
- (2) 本会の運営に必要な内規は、理事会において定める。

附則

- (1) 会の名称を平成30年8月30日より「全国小学校英語活動実践研究会」から「全国小学校英語教育実践研究会」に変更する。